

# 平成30年度事業計画案

## 基本方針

平成28年3月31日に「社会福祉法等の一部を改正する法律」が公布され、「経営組織のガバナンスの強化」「事業運営の透明性の向上」「財務規律の強化」の3つを趣旨として、当法人でも平成29年4月1日施行に向けて整備を進めてまいりました。

これに伴い、昨年の職員不祥事案等の経験を踏まえ、今後このようなことが二度と起こらないよう役職員一丸となり、より一層適正な事業運営・経営に努めていかなければなりません。

また、「第2次東北町総合振興計画」（平成28年度～平成37年度）が策定されてから、前期3年目を迎えます。「第2次東北町総合振興計画」の基本目標の1つに掲げられている“みんなが元気になる健康福祉のまち”の中には社会福祉協議会が地域福祉活動の中核的な役割を担っていると位置付けられており、民生委員・児童委員、各種福祉団体、福祉ボランティア団体、NPO等と連携・支援しながら、町の実情や社会環境に応じた地域福祉活動を進めてまいります。

そのため、これまでも本会が地域福祉活動計画の基本目標（スローガン）としている『地域で安心して生き活きと暮らせる福祉のまち』を本年度も引き続き、目標として、住民一人ひとりが年齢や障がいの有無・立場の違いに関わらずお互いに支え合い、必要な支援やサービスを受け、その人らしく自立し、社会参加を行いながら「地域で安心して生き活きと暮らせる福祉のまち」づくりを目指します。

そして、この基本目標の達成に向けて、次の7項目の基本計画をもとに事業計画を立てました。

1. 広報啓発活動の充実

2. 福祉教育の充実

3. ボランティア・協力者の  
育成・拡大

4. 福祉サービスの充実

5. 相談支援活動の充実

6. 災害時の対応・強化

7. 社協の機能・体制の強化

この基本計画の達成に向けて、事務・事業の一層の効率化を図りながら、地域住民の理解と協力、信頼を得られる福祉サービス事業を推進していきます。

社会福祉  
法人 **東北町社会福祉協議会**  
**平成30年度事業計画案**

## 1. 広報啓発活動の充実

### (1) 広報活動の充実

- ① 事業・活動内容を周知するため、社協広報紙の発行（年4回）
- ② 他の法人や福祉施設、介護施設等への広報紙提供、PR
- ③ 広報誌の誌面の充実を図るため、広報委員会を設置
- ④ 県内外へPR出来るホームページの運営、管理

### (2) 啓発・交流活動の充実

- ① 地域の福祉ニーズを把握するために福祉安心電話やほのぼのコミュニティ21推進事業を絡めた地区懇談会を開催する。
- ② 「高齢者の生きがいと健康づくり事業」を推進し、高齢者の生きがいと健康維持・増進を図る。  
主催事業：陶芸教室、福祉作品展  
協力事業：老人スポーツ大会、グラウンドゴルフ大会、ゲートボール大会
- ③ 東北町社会福祉大会の開催  
※隔年開催／第7回大会：平成31年2月を予定

### (3) 他機関・企業との連携

- ① 他の福祉関係団体や福祉施設・介護施設等と連携し、情報の提供及び収集を図る。
- ② 企業や各種団体の会議等の場を活用し、地域福祉の啓発を図る。

## 2. 福祉教育の充実

### (1) 地域における福祉教育の推進

- ① 小地域での福祉教育事業を推進する。
- ② 親子で参加できる福祉教育を推進する。
- ③ 社協と学校との連携強化を図る。

### (2) 学校における福祉教育の充実

- ① 高齢者疑似体験及び車イス体験を通して、高齢者や障がい者への敬愛を深める。
- ② 福祉教育実践校事業を推進する。（ボランティア推進校の指定）
- ③ 学校に対して福祉教育の必要性を促進する。

### (3) 福祉教育推進のための人材育成

- ① 福祉教育研修会の開催や参加を促進する。
- ② 学校や各種団体等への福祉教育講師を派遣する。
- ③ 福祉教育用教材（高齢者疑似体験セット、AV機器等）を貸与する。

### 3. ボランティア・協力者の育成・拡大

#### (1) ボランティア育成事業の充実

- ① ボランティア協力者の募集、育成を図る。
- ② ボランティア活動推進校事業の推進校を指定する。  
※町内の全小中学校対象：中学校2校、小学校5校
- ③ ボランティア事業を推進する。  
◎愛のふれあい弁当配布事業（年2回：1月下旬、3月上旬）  
◎年末配食事業（おせち料理：12月31日）

#### (2) 日常の活動支援

- ① 町内会長・民生委員等との連携強化を図る。
- ② ほのぼのコミュニティ21推進事業の充実を図る。

#### (3) 福祉団体の育成

- ① 福祉団体へ助成金を交付し、支援する。
- ② 福祉団体事務の運営補助及び支援をする。
- ③ 東北町民生委員児童委員協議会及び東北町赤十字奉仕団の事務及び活動を支援する。

### 4. 福祉サービスの充実

#### (1) 介護保険事業の充実

- ① 訪問介護事業及び予防訪問介護事業の推進
- ② 訪問入浴介護事業及び予防訪問入浴介護事業の推進
- ③ 居宅介護支援事業の推進
- ④ 介護予防支援業務の受託

#### (2) 障害者自立支援法による障害福祉サービス事業

- ① 指定居宅介護、指定重度訪問介護、指定行動援護等の推進

#### (3) 介護予防・地域支え合い事業の充実（受託事業）

- ① ふれあい昼食会を開催、運営し利用者相互の親睦を図る。
- ② 軽度生活支援事業を受託運営し、対象者の支援を行う。
- ③ 配食サービス事業を実施し、高齢者の安否確認や健康維持を図る。
- ④ 外出支援サービス事業（移送サービス）を行い、交通弱者の通院等を支援する。

#### (4) 生きがい活動支援通所事業の充実（受託事業）

- ① ミニデイサービス事業（介護デイハウスやすらぎ）を行い、利用者の生きがいづくりや健康維持・増進を図るとともに利用者間の親睦を図る。

## (5) 生活支援・介護予防体制整備事業（受託事業）

- ① 生活支援・介護予防サービスのコーディネート等
  - ア) 生活支援・介護予防サービスの把握及び創出
  - イ) 支援ニーズの把握
  - ウ) 関係者間のネットワークの構築
- ② 生活支援・介護予防体制整備事業推進協議会との連携・協働
- ③ サービス、支援の担い手となるボランティア等の養成
- ④ コーディネーターの配置

## 5. 相談支援活動の充実

### (1) 相談援助の充実

- ① 心配ごと相談所を開設し、町民の悩みや不安、心配ごとを解消できるよう支援する。
- ② 苦情解決第三者委員を設置し、福祉サービスや介護サービスへの苦情・相談を受け付けるとともに各種サービスの向上を図る。
- ③ 行政相談員等と連携し、町民の各種相談に対応する。

### (2) 権利擁護事業の推進

- ① 日常生活自立支援事業を実施し、支援員とともに利用者の支援を行う。
- ② 日常生活自立支援事業をPRし、事業への理解を広める。
- ③ 支援員の発掘と育成を図る。

### (3) 支援事業の充実

- ① 福祉機器貸与事業の実施（介護ベッド、車いす、エアマット等の無償貸与）
- ② 一人暮らし高齢者世帯等除排雪事業の実施（受託事業）
- ③ 除雪機貸与事業の実施（受託事業）
- ④ 福祉安心電話サービス事業の実施及び緊急通報体制の運営管理（県社協）への協力、支援
- ⑤ 生活福祉資金貸付事業の推進（低所得世帯や生活困窮者の自立援助）
- ⑥ 助け合い資金貸付事業の実施（生活困窮者の自立促進）
- ⑦ 生活困窮者自立支援法の施行に伴う青森県生活困窮者自立相談支援事業への対応及び協力

※上北地域自立相談窓口：七戸町社会福祉協議会

## 6. 災害時の対応・強化

### (1) 災害時等の対応

- ① 防災福祉計画を整備し、緊急時に備える。
- ② 町とともに要援護者支援計画を整備し、要援助者の把握に努める。
- ③ 避難場所の確認及び資材の点検を行い、緊急時に備える。
- ④ 社協職員のマニュアルの確認及び研修を行い、職員の資質向上を図るとともに、業務分担を確認し、準備を整える。

### (2) 地域支援者の育成・体制強化

- ① ほのぼの交流協力員の育成・強化を図る。
- ② 災害ボランティアを育成し、災害時に備える。
- ③ 災害ボランティア関係連絡協議会を設置し、災害時のボランティア等を確保するとともに関係団体との連携を図る。

### (3) 災害時等の対応啓発

- ① 防災福祉計画等を啓発し、避難場所等の確認を促す。
- ② 広報・ホームページ等を利用し、災害ボランティアの啓発を行う。

## 7. 社協の機能・体制の強化

### (1) 社会福祉法人制度の改革

- ① 経営組織のガバナンスの強化
- ② 事業運営の透明性の向上（情報公開等）
- ③ 財務規律の強化（適正かつ公正な支出管理・いわゆる内部留保の明確化・社会福祉充実残額の社会福祉事業等への計画的な再投資）
- ④ 地域における公益的な取組を実施する責務（社会福祉法人の本旨に従い他の主体では困難な福祉ニーズへの対応）
- ⑤ 行政の関与の在り方（所轄庁による指導監督の機能強化）

### (2) 部会・委員会の設置、運営

- ① 部会を開催し、理事や評議員にも企画、運営に積極的に参加してもらう。
- ② 各種委員会を設置、運営し、各種事業への協力体制を整備する。

### (3) 職員の資質・能力向上

- ① 自己評価事業を実施し、職員の意識や資質の向上を図る。
- ② 職員研修会の開催及び関係機関の研修会等へ参加し、職員の知識や技術の向上を図る。
- ③ 職員連絡会議を開催（毎月：第1月曜日）し、職員間の連絡、連携を密にし、合理的な業務運営を図る。
- ④ 社協職員としての公共性の再確認と、法令順守意識の徹底を図る。

#### (4) 職員不祥事再発防止対策の策定

- ① 役職員の意識改革（コンプライアンスの徹底）
  - ・ 役職員全員の意識改革と再発防止対策を図るため、全役職員対象の職場内研修の開催
- ② 内部けん制体制の構築（公印の保守管理・使用、通帳・現金の管理の厳格化）
- ③ 事務職員の定期的な配置転換
  - ・ 同一業務を長期間担当しないよう、定期的に配置転換又は事務分担の再編を実施
- ④ 外部監査制度導入
- ⑤ 内部監査の実施
  - ・ 監事監査前の事務局長及び事務局職員 1 名による内部監査の実施
- ⑥ 職場のコミュニケーション対策（職員会議の実施）

#### (5) 会員の加入促進

- ① 広報紙及びホームページで社協の事業内容等をPRし、一般会員及び団体会員、賛助会員の加入を促進する。

#### (6) 共同募金運動の推進

- ① 社協広報紙や町広報紙、共同募金会のパンフレット等で共同募金運動の啓蒙、啓発を行い、共同募金運動を推進する。
- ② 東北町共同募金委員会の運営